

平成20年度
法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁



オンラインでらくらく
e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第156号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第25号）
20年5月改正法規	法人税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第39号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成20年財務省令第30号）
改正耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）
経過措置令	所得税法等の一部を改正する法律附則第119条の2の規定による経過措置を定める政令（平成20年政令第164号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規及び20年5月改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規及び20年5月改正法規による改正後の租税特別措置法施行規則
耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
旧耐用年数省令	改正耐用年数省令による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令
14年8月改正政令	法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成14年政令第271号）
中小企業新事業活動促進法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）
中小企業者連携法	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）
地域産業活性化法一部改正法	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第37号）
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）
公益認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）
旧民法	整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）
旧中間法人法	整備法第1条の規定による廃止前の中間法人法（平成13年法律第49号）
地域再生法一部改正法	地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）
海上運送法一部改正法	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成20年法律第53号）
緑資源機構法廃止法	独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）
食品製造過程管理措置法	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

(注) この説明書は、平成20年6月6日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	減価償却制度に関する改正	
1	法定耐用年数に関する資産区分等の整備	1
2	耐用年数の短縮特例の整備	5
3	情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却制度の整備	6
4	支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の創設	8
5	その他	9
II	税額の計算に関する改正	
1	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備	12
2	事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の整備	13
3	その他	15
III	準備金制度に関する改正	16
IV	資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	16
V	公益法人制度改革への対応	
1	新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税	18
2	新たな法人制度への移行に伴う諸規定の整備	21
3	社会医療法人に係る規定の整備等	23
4	公益法人制度改革に伴うその他の整備	24
5	その他	25
VI	その他の改正	
1	寄附金税制の整備	30
2	工事の請負に係る規定の整備	31
3	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の創設	32
4	その他	32

I 減価償却制度に関する改正

1 法定耐用年数に関する規定の整備

減価償却制度について、次の改正が行われました。

〔改正の内容〕

法定耐用年数の見直し及び耐用年数表における資産区分の大括り化

減価償却資産の法定耐用年数について、機械及び装置を中心に、実態に即した使用年数を基に資産区分を整理するとともに、法定耐用年数の見直しが行われました（耐用年数省令別表第一、別表第二、別表第四から別表第九）。

なお、法定耐用年数の見直しの内容については、それぞれ次のとおりです。

イ 別表第一「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」

次の有形減価償却資産が追加されました。

種 類	構造又は用途	細 目	耐用年数
構築物	農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの	年 1 4 1 7
		主として金属造のもの 主として木造のもの 土管を主としたもの その他のもの	1 4 5 1 0 8
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	露天式立体駐車設備	1 5
器具及び備品	11 前掲のもの以外のもの	きのこ栽培用ほだ木	3
		無人駐車管理装置	5

ロ 別表第二「機械及び装置の耐用年数表」

機械及び装置の区分について390区分から55区分に改正されました。なお、改正後の別表第二は、次のとおりです。

番号	設 備 の 種 類	細 目	耐用年数
1	食料品製造業用設備		年 1 0
2	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		1 0
3	繊維工業用設備	炭素繊維製造設備 黒鉛化炉 その他の設備 その他の設備	3 7 7
4	木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		1 1
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		1 2
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備 製本業用設備 新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備 その他の設備 その他の設備	4 7 3 1 0 1 0
8	化学工業用設備	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備 活性炭製造設備 ゼラチン又はにかわ製造設備 半導体用フォトレジスト製造設備 フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィルム製造設備 その他の設備	5 4 5 5 5 5 8

番号	設備の種類	細目	耐用年数
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
10	プラスチック製品製造業用設備（他の号に掲げるものを除く。）		8
11	ゴム製品製造業用設備		9
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備		9
13	窯業又は土石製品製造業用設備		9
14	鉄鋼業用設備	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理業用設備 純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鑄鉄管製造業用設備 その他の設備	5 9 14
15	非鉄金属製造業用設備	核燃料物質加工設備 その他の設備	11 7
16	金属製品製造業用設備	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	6 10
17	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第20号及び第22号に掲げるものを除く。）		12
18	生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備（次号及び第21号に掲げるものを除く。）	金属加工機械製造設備 その他の設備	9 12
19	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。）		7
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備 プリント配線基板製造設備 フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素子製造設備 その他の設備	6 6 5 8
21	電気機械器具製造業用設備		7
22	情報通信機械器具製造業用設備		8
23	輸送用機械器具製造業用設備		9
24	その他の製造業用設備		9
25	農業用設備		7
26	林業用設備		5
27	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）		5
28	水産養殖業用設備		5
29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	石油又は天然ガス鉱業用設備 坑井設備 掘さく設備 その他の設備 その他の設備	3 6 12 6
30	総合工事業用設備		6
31	電気業用設備	電気業用水力発電設備 その他の水力発電設備 汽力発電設備 内燃力又はガスタービン発電設備 送電又は電気業用変電若しくは配電設備 需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備 鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	22 20 15 15 15 15 18 22 15 17 8

番号	設備の種類	細目	耐用年数
32	ガス業用設備	製造用設備 供給用設備 鑄鉄製導管 鑄鉄製導管以外の導管 需要者用計量器 その他の設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 0 2 2 1 3 1 3 1 5 1 7 8
33	熱供給業用設備		1 7
34	水道業用設備		1 8
35	通信業用設備		9
36	放送業用設備		6
37	映像、音声又は文字情報制作業用設備		8
38	鉄道業用設備	自動改札装置 その他の設備	5 1 2
39	道路貨物運送業用設備		1 2
40	倉庫業用設備		1 2
41	運輸に附帯するサービス業用設備		1 0
42	飲食料品卸売業用設備		1 0
43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。） その他の設備	1 3 8
44	飲食料品小売業用設備		9
45	その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	8 1 7 8
46	技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）	計量証明業用設備 その他の設備	8 1 4
47	宿泊業用設備		1 0
48	飲食店業用設備		8
49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		1 3
50	その他の生活関連サービス業用設備		6
51	娯楽業用設備	映画館又は劇場用設備 遊園地用設備 ボウリング場用設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 1 7 1 3 1 7 8
52	教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備	教習用運転シミュレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	5 1 7 8
53	自動車整備業用設備		1 5
54	その他のサービス業用設備		1 2
55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	1 0 1 7 8

ハ 別表第四「生物の耐用年数表」

減価償却資産に該当する生物の範囲にキウイフルーツ樹及びブルーベリー樹が追加され（法令13九）、生物の耐用年数表に、これらが追加されたほか、耐用年数の見直しが行われました。なお、改正後の別表第四は、次のとおりです。

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛	年
		6

種 類	細 目	耐用年数
	乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	4 4 6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書の あるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6 6 4 8
豚		3
綿羊及びびやぎ	種付用 その他用	4 6
かんきつ樹	温州みかん その他	2 8 3 0
りんご樹	わい化りんご その他	2 0 2 9
ぶどう樹	温室ぶどう その他	1 2 1 5
なし樹		2 6
桃樹		1 5
桜桃樹		2 1
びわ樹		3 0
くり樹		2 5
梅樹		2 5
かき樹		3 6
あんず樹		2 5
すもも樹		1 6
いちじく樹		1 1
キウイフルーツ樹		2 2
ブルーベリー樹		2 5
パイナップル		3
茶樹		3 4
オリーブ樹		2 5
つばき樹		2 5
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	1 8 9
こりやなぎ		1 0
みつまた		5
こうぞ		9
もう宗竹		2 0
アスパラガス		1 1
ラミー		8
まおらん		1 0
ホップ		9

二 別表第五「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」

旧別表第五「汚水処理用減価償却資産の耐用年数表」と旧別表第六「ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表」が統合され、新たに別表第五「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に改正されました。なお、改正後の別表第五は、次のとおりです。

種 類	耐用年数
構築物	年 1 8
機械及び装置	5

ホ 旧別表第七「農林業用減価償却資産の耐用年数表」

旧別表第七「農林業用減価償却資産の耐用年数表」は資産区分の見直しにより、別表第一及び別表第二に統合・整理されたことから、削除されました。

へ 別表第九「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表」

旧別表第十一「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表」が、別表第九とされ、同表の「別表第四に掲げる生物」の欄が次のとおり改正されました。

種 類	細 目	残存割合
別表第四に掲げる生物	牛	
	繁殖用の乳用牛及び種付用の役肉用牛	100分の20
	種付用の乳用牛	100分の10
	その他用のもの	100分の50
	馬	
	繁殖用及び競走用のもの	100分の20
	種付用のもの	100分の10
	その他用のもの	100分の30
	豚	100分の30
	綿羊及びやぎ	100分の5
果樹その他の植物	100分の5	

ト その他

旧別表第八「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」は別表第六へ、旧別表第九「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表」は別表第七へ、旧別表第十「平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」は別表第八へそれぞれ改正されるとともに、償却方法の選定の単位について所要の整備が行われました（法規14）。

〔適用時期〕

改正の内容は、既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます（改正耐用年数省令附則2）。

2 耐用年数の短縮特例の整備

〔制度の概要〕

法人が、その有する減価償却資産について次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、その該当する減価償却資産の使用可能期間を基礎としてその償却限度額を計算することについて納税地の所轄国税局長の承認を受けたときは、当該資産のその承認を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算については、その承認に係る使用可能期間を法定耐用年数とみなすこととされています（法令57）。

- (1) その資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の減価償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと
- (2) その資産の存する地盤が隆起し又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (3) その資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (4) その資産がその使用される場所の状況に基因して著しく腐しよくしたことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (5) その資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに基因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- (6) (1)から(5)までに掲げる事由以外の事由で、その資産の構成がその法定耐用年数を用いて償却限度額を計算すべき同一種類の他の減価償却資産の通常構成と著しく異なる等により、その資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと

〔改正の内容〕

(1) 更新資産と取り替えた場合等

耐用年数の短縮特例について、法人が有する当該特例の承認を受けた減価償却資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合として、①短縮特例承認資産の一部の資産について種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合又は②次に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、その更新資産の取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、その更新資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日等において承認があったものとみなすこととされました（法令57⑦、法規18）。

イ その更新資産の購入の代価又はその更新資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその更新資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の

取得価額の10%相当額以下であること

- ロ その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の法定耐用年数とみなされた使用可能期間の年数とに差異が生じないこと

(2) 短縮特例承認資産と材質等を同じくする他の減価償却資産の取得をした場合

法人が短縮特例承認資産（法令第57条第1項第1号に掲げる事由又は次のイ若しくはロに掲げる事由により承認を受けたものに限ります。）と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産（次のイ又はロに掲げる事由により承認を受けたものについては、それぞれ次に掲げる減価償却資産）の取得をした場合において、その取得をした日の属する事業年度に係る確定申告書等の提出期限までに、その取得をした減価償却資産の名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長を経由して納税地の所轄国税局長に提出したときは、当該届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、当該届出書の提出をもって当該事業年度終了の日等において承認があったものとみなすこととされました（法令57⑧、法規18）。

- イ 法規第16条第1号（耐用年数の短縮が認められる事由）に掲げる事由 当該事由による短縮特例承認資産と構成を同じくする減価償却資産
- ロ 法規第16条第3号（法令第57条第1項第1号及び法規第16条第1号に係る部分に限ります。）に掲げる事由 当該事由による短縮特例承認資産と材質若しくは製作方法又は構成に準ずるものを同じくする減価償却資産

(3) 資産区分の大括り化に伴う耐用年数の短縮が認められる事由の整備

法定耐用年数の見直しに伴い、耐用年数の短縮が認められる事由について、旧耐用年数省令を用いて償却限度額を計算することとした場合に、旧耐用年数省令に定める一の耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる減価償却資産の構成が当該耐用年数を用いて償却限度額を計算すべきこととなる同一種類の他の減価償却資産の通常の構成と著しく異なること等が事由とされるなど、所要の整備が行われ、旧耐用年数省令に基づく事由により、これまでどおり耐用年数の短縮が認められることとされました（法規16）。

〔適用時期〕

改正の内容の(1)については、平成20年4月1日以後に終了する事業年度において更新資産の取得をした場合について適用され、改正の内容の(2)については、同日以後に終了する事業年度において(2)に掲げる減価償却資産の取得をした場合について適用されます（改正法令附則10①②）。

3 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に、情報基盤強化設備等の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）において、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下「供用年度」といいます。）の指定期間内に事業の用に供したその情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が一定の金額以上であるときは、その情報基盤強化設備等の基準取得価額（取得価額に70%を乗じて計算した金額をいいます。）の50%の特別償却を認めるといふものです。

適用対象資産

イ 適用対象とされる情報基盤強化設備等とは、その製作の後事業の用に供されたことのない情報基盤の強化に資する減価償却資産で次に掲げるもの（法令第133条《少額の減価償却資産の損金算入》又は第133条の2《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。）をいいます（旧措法42の11①、旧措規20の5の2①）。

① 次に掲げる基本システム

- i サーバー用のオペレーティングシステム（ソフトウェアの実行をするために電子計算機の動作を直接制御する機能を有するソフトウェアのうち、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証（以下「ISO/IEC15408認証」といいます。）をされたものに限ります。）
- ii サーバー用の電子計算機（その電子計算機の記憶装置に i に掲げるサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含みます。）

② データベース管理ソフトウェア（ISO/IEC15408認証されたものに限ります。）又はそのデータベース管理ソフトウェア及びそのデータベース管理ソフトウェアに係るデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア

③ ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置のうち、ISO/IEC15408認証されたもの（①又は②と同時に設置されたものに限ります。）

- ロ この制度の適用を受けるためには、次に掲げる法人の区分に応じ、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額がそれぞれ次の金額以上である必要があります（旧措法42の11①、旧措令27の11①、旧措規20の5の2②）。

法人の区分	取得価額の合計額
① 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及び外国相互会社	1億円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人	3,000万円
③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	300万円

〔改正の内容〕

(1) 適用対象資産等の改正

イ 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及び外国相互会社については、適用対象投資額（供用年度の指定期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額をいいます。以下同じ。）が200億円を超える場合には、この制度の対象となる適用対象投資額は200億円を限度とすることとされました。この場合において、これらの法人が本制度の適用を受けるときの個々の情報基盤強化設備等の取得価額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の11①、措令27の11②③）。

$$\text{取得価額} = 200\text{億円} \times \frac{\text{情報基盤強化設備等の取得価額}}{\text{供用年度における適用対象投資額}}$$

ロ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等に係る投資額要件について、次のとおり取得価額の合計額の最低限度額が引き下げられました（措令27の11①）。

法人の区分	取得価額の合計額	
	改正前	改正後
① 資本金の額又は出資金の額が10億円超の法人並びに相互会社及び外国相互会社	1億円	1億円
② 資本金の額又は出資金の額が1億円超10億円以下の法人	3,000万円	3,000万円
③ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人並びに公益法人等及び協同組合等	300万円	70万円

ハ 適用対象資産に、連携ソフトウェア（次に掲げる機能を有するもののうち、情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構により技術上の評価を受けたものに限ります。）が追加されました（措規20の5の2①三）。

- ① 日本工業規格X0027に定めるメッセージの形式に基づき日本工業規格X4159に適合する言語を使用して記述された指令を受け、これを日本工業規格X5731-8に基づき認証する機能
- ② ①の指令を受けた旨を記録する機能
- ③ 指令を行うべき情報処理システムを特定する機能
- ④ その特定した情報処理システムに対する指令を行うに当たり、その情報処理システムが実行することができる内容及び形式に指令の付加及び変換を行い、最適な経路を選択する機能

(2) 適用期限の延長

適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました（措法42の11①）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の15①、措令39の45①②）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)イの規定は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則59、経過措置令16）。

(2) 改正の内容の(1)ロの規定は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正措令附則38①）。

なお、平成20年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度（以下「経過措置対象事業年度」といいます。）については、平成20年4月1日から経過措置対象事業年度終了の日までの期間（以下「経過期間」といいます。）内における適用対象投資額が70万円以上300万円未満であるときは、その経過

- 期間を指定期間とみなして改正後の規定が適用されます（改正措令附則38②）。
- (3) 改正の内容の(1)ハの規定は、平成20年4月1日以後に取得等をする情報基盤強化設備等について適用され、同日前に取得等をしたものについては、改正前の規定が適用されます（改正措規附則17）。
- (4) 改正の内容の(3)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則78、改正措令附則53①②）。

4 支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度の創設

〔創設された制度の内容〕

青色申告書を提出する法人が、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度において、障害者就労支援事業所に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額（以下「支援事業所取引金額」といいます。）がある場合において、当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額が前事業年度における支援事業所取引金額の合計額を超えるときは、当該事業年度の終了の日において有する一定の減価償却資産について、普通償却限度額の30%相当額の割増償却を認めることとされました（措法46の3、措令29の2の2、措規20の18の2）。

(注) 「障害者就労支援事業所」とは、障害者自立支援法第5条第14項に規定する就労移行支援を行う事業所、同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所その他次に掲げる事業所又は施設をいいます（措法46の3①、措令29の2の2①）。

- ① 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14条に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限ります。）を行う事業所
- ② 障害者自立支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスとして同条第6項に規定する生活介護又は同条第14項に規定する就労移行支援を行う障害者支援施設等
- ③ 障害者自立支援法第5条第21項に規定する地域活動支援センター
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- ⑤ 次に掲げる要件のすべてを満たす事業所
 - i その資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた日を含む年の前年12月31日（以下「取引日の前年末」といいます。）におけるその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長（以下「公共職業安定所長」といいます。）の証明を受けた障害者数が5人以上であること
 - ii 取引日の前年末における公共職業安定所長の証明を受けた障害者割合が100分の20以上であること
 - iii 取引日の前年末における公共職業安定所長の証明を受けた重度障害者等割合が100分の30以上であること

平成20年4月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間においては、次の施設も障害者就労支援事業所となります（措令29の2の2②、措規20の18の2①）。

- ⑥ 障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条又は第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設
- ⑦ 障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設
- ⑧ 障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第5項に規定する精神障害者福祉工場
- ⑨ 障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設
- ⑩ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち障害者自立支援法施行規則附則第1条の2により読み替えて適用する同令第1条の2に規定する就労継続支援を行う障害者支援施設等

(1) 適用対象資産

適用対象となる資産は、当該事業年度終了の日においてその法人の有する減価償却資産で事業の用に供されているもののうち、当該事業年度又は当該事業年度開始の前日2年以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除きます。以下「3年以内取得資産」といいます。）となります（措法46の3①）。

(2) 償却限度額

割増償却限度額は、次の算式により計算します（措法46の3①）。

$$\text{割増償却限度額} = \text{3年以内取得資産の普通償却限度額} \times 30\%$$

ただし、上記算式により計算した割増償却限度額の合計額が当該事業年度の支援事業所取引増加額(※)を超えるときは、その支援事業所取引増加額が限度となります（措法46の3①）。

$$\text{(※) 支援事業所取引増加額} = \text{当該事業年度における支援事業所取引金額の合計額} - \text{前事業年度における支援事業所取引金額の合計額}$$

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、法人が資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額につき支援事業所取引金額に該当するものとして障害者就労支援事務所から交付を受けた一定の書類を保存していることが必要です（措令29の2の2⑨、措規20の18の2⑧）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法68の32、措令39の61、措規22の39の2）。

〔適用時期〕

平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則56、経過措置令16、改正措令附則35）。

5 その他

その他の減価償却制度等について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
(1) 種類等と同じくする減価償却資産の償却限度額 （法規19②、改正法規附則2）	○ 種類等と同じくする減価償却資産の償却限度額の計算に当たり、法人が有する機械及び装置の種類区分について旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分によっては、減価償却資産の種類区分は、旧耐用年数省令に定められている設備の種類区分とすることができることとされました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。												
(2) 減価償却資産の償却方法の変更承認申請のみなし承認 （改正法規附則4②）	○ 耐用年数省令の改正に伴い、旧法規第14条各号に定める種類の区分（2以上の事業所等を有する法人が事業所ごとに償却の方法を選定しているときはその区分ごと）が異なる減価償却資産で、それぞれ異なる償却方法を選択していたものが、新たに同一の区分に属することとなった場合には、該当することとなった事業年度の確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」と同様の記載事項を記載した届出書の提出をもって、減価償却資産の償却方法の変更承認があったものとみなされることとなりました。	—												
(3) エネルギー需給構造改革推進設備等を取入れた場合の特別償却 （措法42の5①、68の10①、措令27の5⑧～⑪、39の40③～⑤、措規20の2、22の23の2、改正法附則57、76、経過措置令16、改正措令附則37、52、平4大蔵省告示第57号、平20財務省告示第159号）	○ 適用対象設備に、次の設備が追加されました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>追加の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー使用合理化設備</td> <td>高効率化ビルシステムに係る設備として、高断熱窓設備など26設備。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー使用制御設備</td> <td>測定装置、中継装置など6設備。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	追加の内容	エネルギー使用合理化設備	高効率化ビルシステムに係る設備として、高断熱窓設備など26設備。	エネルギー使用制御設備	測定装置、中継装置など6設備。						
区分	追加の内容													
エネルギー使用合理化設備	高効率化ビルシステムに係る設備として、高断熱窓設備など26設備。													
エネルギー使用制御設備	測定装置、中継装置など6設備。													
	○ その他の適用対象設備について、次の見直しが行われました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されません。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直しの内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー有効利用製造設備等</td> <td>旋回流強化型離解装置が追加されるとともに、ジュール加熱装置など4設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td>エネルギー有効利用付加設備等</td> <td>四百ボルト級配線設備及びエネルギー回生型ハイブリット自動車の範囲が縮減されたほか、物流用蓄熱式保冷装置など4設備が追加され、排ガス熱回収給水加熱装置など10設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス需要平準化設備</td> <td>ガス冷房装置の範囲が縮減されたほか、電力貯蔵設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td>新エネルギー利用設備等</td> <td>木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置など2設備が追加されるとともに、木くず焚ボイラーなど3設備が除かれました。</td> </tr> <tr> <td>その他の石油代替エネルギー利用設備等</td> <td>新エネルギー利用設備等から燃料電池自動車など6設備が移るとともに、電気自動車が追加されたほか、石炭利用ボイラーなど2設備が除かれました。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	見直しの内容	エネルギー有効利用製造設備等	旋回流強化型離解装置が追加されるとともに、ジュール加熱装置など4設備が除かれました。	エネルギー有効利用付加設備等	四百ボルト級配線設備及びエネルギー回生型ハイブリット自動車の範囲が縮減されたほか、物流用蓄熱式保冷装置など4設備が追加され、排ガス熱回収給水加熱装置など10設備が除かれました。	電気・ガス需要平準化設備	ガス冷房装置の範囲が縮減されたほか、電力貯蔵設備が除かれました。	新エネルギー利用設備等	木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置など2設備が追加されるとともに、木くず焚ボイラーなど3設備が除かれました。	その他の石油代替エネルギー利用設備等	新エネルギー利用設備等から燃料電池自動車など6設備が移るとともに、電気自動車が追加されたほか、石炭利用ボイラーなど2設備が除かれました。
区分	見直しの内容													
エネルギー有効利用製造設備等	旋回流強化型離解装置が追加されるとともに、ジュール加熱装置など4設備が除かれました。													
エネルギー有効利用付加設備等	四百ボルト級配線設備及びエネルギー回生型ハイブリット自動車の範囲が縮減されたほか、物流用蓄熱式保冷装置など4設備が追加され、排ガス熱回収給水加熱装置など10設備が除かれました。													
電気・ガス需要平準化設備	ガス冷房装置の範囲が縮減されたほか、電力貯蔵設備が除かれました。													
新エネルギー利用設備等	木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置など2設備が追加されるとともに、木くず焚ボイラーなど3設備が除かれました。													
その他の石油代替エネルギー利用設備等	新エネルギー利用設備等から燃料電池自動車など6設備が移るとともに、電気自動車が追加されたほか、石炭利用ボイラーなど2設備が除かれました。													
	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—												

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(4) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（措法42の6、68の11、措規20の2の2③三、22の24、改正措規附則16）	○ 適用対象外資産に、連携ソフトウェア（上記I 3(1)ハと同様。7ページ参照）が追加されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									
(5) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（措法42の7①、68の12①、改正法附則1七、58、77）	○ 対象設備から中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置が除外されました。 ○ 中小企業者連携法に規定する認定農商工等連携事業計画に従って農商工等連携事業を行う中小企業者が、同計画に従って取得等をする機械及び装置が対象設備に追加されました。	中小企業者連携法の施行の日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 中小企業者連携法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。									
(6) 特定設備等の特別償却（措法43①表一、68の16①表一、措令28①～③、39の46①～③、措規20の6、22の30、改正法附則60①、80①、経過措置令16、改正措令附則39①、54①、改正措規附則18①、26①、昭48大蔵省告示第69号、平20財務省告示第160号）	○ 適用対象設備等について、次の改正が行われました。 イ 次の設備が適用対象から除外されました。 ・汚水処理用設備（槽） ・汚水処理用設備（汚水処理装置） ・ばい煙処理用設備（ばい煙処理装置） ・窒素酸化物抑制設備（窒素酸化物抑制装置） ロ 次の設備について、適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 ・産業廃棄物処理用設備 ・PCB汚染物等処理用設備 ・石綿含有廃棄物無害化処理用設備	平20.3.31前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									
(7) 地震防災対策用資産の特別償却（措法44①、68の19①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—									
(8) 集積区域における集積産業用資産の特別償却（措法44の2、68の20、措令28の5、39の49、改正法附則1八、60②、80②、改正措令附則39②、54②）	○ 対象業種に農林漁業関連業種が追加されました。なお、農林漁業関連業種に係る対象設備は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="496 1167 1166 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>農林漁業関連業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>1台又は1基の取得価額が1,000万円以上、かつ、投資総額が3億円以上</td> <td>1台又は1基の取得価額が500万円以上、かつ、投資総額が4,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>取得価額の合計額が5億円以上</td> <td>取得価額の合計額が5,000万円以上</td> </tr> </tbody> </table>		現 行	農林漁業関連業種	機械装置	1台又は1基の取得価額が1,000万円以上、かつ、投資総額が3億円以上	1台又は1基の取得価額が500万円以上、かつ、投資総額が4,000万円以上	建物等	取得価額の合計額が5億円以上	取得価額の合計額が5,000万円以上	地域産業活性化法一部改正法の施行の日以後に取得する集積産業用資産について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
	現 行	農林漁業関連業種									
機械装置	1台又は1基の取得価額が1,000万円以上、かつ、投資総額が3億円以上	1台又は1基の取得価額が500万円以上、かつ、投資総額が4,000万円以上									
建物等	取得価額の合計額が5億円以上	取得価額の合計額が5,000万円以上									
(9) 特定電気通信設備等の特別償却（措法44の4①、68の23①、措令28の7①、39の52①、措規20の11、22の33、改正法附則60③、80③、経過措置令16）	○ 適用対象設備のうち、光伝送装置、加入者系ファイバケーブル及びデジタル加入者回線多重化装置について、次の改正が行われました。 イ 適用対象となる設備が、次の地域又は区域内において事業の用に供したものに限ることとされました。 ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の過疎地域及び過疎地域とみなされる区域 ・離島振興法（昭和28年法律第72号）の離島振興対策実施地域 ・奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）の奄美群島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の小笠原諸島 ・半島振興法（昭和60年法律第63号）の半島振興対策実施地域 ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の離島 ロ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(10) 資源再生化設備等の特別償却（旧再商品化設備等の特別償却）（措法44の6①、68の26①、旧措令28の8①、改正法附則60④、80④、経過措置令16、平8大蔵省告示第96号、平20財務省告示第161号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 再商品化設備及び再資源化設備が除外されました。 ロ 生物資源利用製品製造設備のうち炭化製品製造設備、精油抽出設備及び家畜排せつ物たい肥化設備が除外されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 	<p>平20.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(11) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（措法46の2②、68の31②、措規20の18、22の39、旧措令29の2⑤、39の60⑤、改正法附則60⑤、80⑤、経過措置令16）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用対象設備について、次の改正が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> イ 鉄道事業又は運輸事業を営む法人に係る適用対象設備である障害者対応型エスカレーターが除外されました。 ロ 一般乗合旅客自動車運送事業等を営む法人に係る適用対象設備であるリフト付きタクシー及びスロープ付きタクシーが除外されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 	<p>平20.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(12) 優良賃貸住宅の割増償却（措法47、68の34）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 	<p>—</p>

Ⅱ 税額の計算に関する改正

1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、次の仕組みから構成されています。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）の各事業年度において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に10%（試験研究費割合が10%未満である場合には、試験研究費割合に0.2を乗じて計算した割合に8%を加算した割合）の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の4①）。

（注）平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を超える部分については、5%の割増措置が講じられています（旧措法42の4⑨）。

(2) 特別試験研究費に係る税額控除

青色申告法人の各事業年度において、特別試験研究費の額がある場合には、その特別試験研究費の額に税額控除割合（12%から上記(1)で適用した税額控除割合を控除した割合）を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)により既に控除された法人税額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の4②）。

（注）平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における特別試験研究費に係る税額控除制度の適用については、特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額（すなわち比較試験研究費の額）を基礎として、税額控除限度額を計算することとされています（旧措法42の4⑨）。

(3) 中小企業技術基盤強化税制

青色申告法人である中小企業者等の各事業年度（上記(1)又は(2)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の12%相当額を、その事業年度の法人税の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の4⑥）。

（注）平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する事業年度の試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額のうち比較試験研究費の額を超える部分については、5%の割増措置が講じられています（旧措法42の4⑨）。

(4) 繰越税額控除限度超過額の繰越控除

青色申告法人の各事業年度の試験研究費の額が前事業年度の試験研究費の額を超える場合において、上記(1)及び(2)の税額控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有するときは、繰越税額控除限度超過額に相当する金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額（上記(1)及び(2)の適用により既に控除された金額がある場合には、その金額を控除した残額）を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の4③）。

また、上記(3)の税額控除制度による控除をしてもなお控除しきれない金額の合計額がある場合においても、同様に繰越中小企業者等税額控除限度超過額の税額控除が認められています（措法42の4⑧）。

〔改正の内容〕

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の整備

イ 税額控除割合の上乗せ措置（5%）が、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の4⑨）。

ロ 上記イの上乗せ措置に代えて、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合には、いずれかの選択適用により、それぞれの制度に係る限度額とは別枠で税額控除ができる制度が創設されました。なお、これらの制度に係る税額控除の限度額は、その事業年度の法人税額の10%相当額とされます。

(イ) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「適用年度」といいます。）において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額で比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%相当額の税額控除ができることとされました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の4⑨一）。

（注）1 (イ)の制度は、法人の設立事業年度には適用がありません。

2 「比較試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額をその3年以内に開始した各事業年度の数で除して計算した金額をいいます（措法42の4⑨九）。

3 「基準試験研究費の額」とは、適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額をいいます（措法42の4⑫十）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = [\text{試験研究費の額} - \text{比較試験研究費の額}] \times 5\% \\ (\text{当期の法人税額の10\%相当額を限度})$$

(ロ) 適用年度において試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じた金額を税額控除できることとされました。この場合の税額控除限度額は、次の算式により計算した金額となります（措法42の4⑨二）。

(注) 1 「平均売上金額」とは、適用年度及び適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均額をいいます（措法42の4⑫十一、措令27の4⑮⑱）。

2 「超過税額控除割合」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合をいい、この場合の「試験研究費割合」とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます（措法42の4⑫二）。

(算式)

$$\text{税額控除限度額} = [\text{試験研究費の額} - \text{平均売上金額} \times 10\%] \times \text{超過税額控除割合} \\ (\text{当期の法人税額の10\%相当額を限度})$$

$$\ast \text{超過税額控除割合} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

(2) 特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える場合の調整計算措置（〔制度の概要〕1(2)の(注)）が、適用期限（平成20年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法42の4⑨）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度についても、上記(1)及び(2)の措置に準じた改正が行われています（措法68の9、措令39の39、措規22の23）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)及び(2)の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則56、経過措置令16、改正措令附則36、改正措規附則15）。

(2) 改正の内容の(3)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用され、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則75、経過措置令16、改正措令附則51、改正措規附則25）。

2 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、青色申告法人である一定の法人が、指定期間内に、事業基盤強化設備の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度（以下「供用年度」といいます。）において、その事業基盤強化設備の取得価額に7%の税額控除割合を乗じた金額を、その事業年度の法人税額の20%相当額を限度として、法人税額から控除することができます（措法42の7②）。

〔改正の内容〕

(1) 適用対象資産の見直し

イ 適用対象資産から中小企業新事業活動促進法の認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置が除外されました（旧措法42の7①六）。

ロ 適用対象資産に中小企業者連携法に規定する認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者が、同計画に定める機械及び装置が追加されました（措法42の7①七）。

(2) 中小企業者等の教育訓練費に係る税額控除制度の追加

青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等について、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除きます。以下「適用年度」といいます。）の損金の額に算入される教育訓練費の額がある場合には、その教育訓練費の額に一定の税額控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から

控除するという制度が追加されました（措法42の7⑤）。なお、この制度に係る税額控除の限度額は、その事業年度の法人税額の20%相当額とされます。

イ 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等です（措法42の7⑤）。

（注） 中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人（その発行済株式又は出資の総数は総額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます（措法42の4⑫五、措令27の4⑩）。

ロ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費とは、法人がその使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のものをいいます（措法42の7⑥一、措令27の7⑧～⑩、措規20の3⑥～⑨）。

区 分	対象となる教育訓練費
① 法人がその使用人に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。）に対して支払う報酬、旅費などの費用及び専門的知識を有する者に対して支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費用 教育訓練等のための施設、設備その他の資産の賃借費用及びコンテンツの使用料
② 法人から委託を受けた他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が教育訓練等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用
③ 法人がその使用者を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合	<ul style="list-style-type: none"> 授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの
④ 法人が教育訓練等の用に供する教科書その他の教材の購入又は委託製作をした場合 （注） その教材が減価償却資産である場合には、法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》の規定の適用を受けるものに限りま	<ul style="list-style-type: none"> 教科書等の教材の購入に要する費用又はその委託製作のために他の者に支払う費用（その教科書等が①～③に掲げる場合において使用されるものである場合には、①～③に定める費用に該当するものを除きます。）

（注） その法人の役員と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいいます（措令27の7⑧）。

- ① 役員の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①②に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②③に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ハ 税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算した金額になります（措法42の7⑤）。

なお、控除を受ける金額は適用年度の所得に対する法人税額の20%相当額が限度となります。

（算 式）

- ・ 教育訓練費割合が0.25%以上の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{教育訓練費の額} \times 12\%$$

- ・ 教育訓練費割合が0.15%以上0.25%未満の場合

$$\text{税額控除限度額} = \text{教育訓練費の額} \times \frac{8\% + (\text{教育訓練費割合} - 0.15\%) \times 40}{100} \quad (\ast)$$

（※） この割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

$$\text{「教育訓練費割合」} = \frac{\text{適用年度の教育訓練費の額}}{\text{適用年度の労務費の額}}$$

「労務費」とは、所得税法第28条第1項に規定する給与等（使用人に対して支給するものに限り、法定福利費（法令の規定により事業主が負担することとされているものに限り）及び教育訓練費の合計額をいいます（措法42の7⑥二、措令27の7⑪、措規20の3⑩）。

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)及び(2)の措置に準じた措置が講じられています(措法68の12、措令39の42、措規22の25)。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(3)((1)に準ずるものに限ります。)の規定は、イについては中小企業者連携法の施行の日前に取得等をした機械及び装置については、改正前の規定が適用され、ロについては中小企業者連携法の施行の日以後に取得等をする機械及び装置について適用されます(改正法附則17、58、77①②)。
- (2) 改正の内容の(2)の規定は、平成20年4月1日以後開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則56、経過措置令16)。
- (3) 改正の内容の(3)((2)に準ずるものに限ります。)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後開始する連結事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則77③、経過措置令16)。

3 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の5①②、68の10①②、改正法附則57、76、経過措置令16)	○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却(9ページ参照)と同様の改正が行われました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。
(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の6①②、68の11①②、措規20の2の2③三、22の24、改正措規附則16)	○ 適用対象外資産に、連携ソフトウェア(7ページ参照)が追加されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後に取得等をするものについて適用されます。 —
(3) 情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(措法42の11①②、68の15①②、措令27の11①②、39の45①②、改正法附則59、78、経過措置令16)	○ 情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却(6ページ参照)と同様の改正が行われました。	7ページ〔適用時期〕(1)～(4)と同じとなります。
(4) 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除(旧措法42の12、68の15の2、旧措令27の12、39の45の2、旧措規20の5の3、22の29、改正法附則56、79、経過措置令16)	○ 適用期限(平成20年3月31日)の到来をもって廃止されました。 なお、中小企業者等に係る措置については、事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除制度(13ページ参照)に改組されました。	平20.4.1前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(5) 経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用(旧措法68の2、68の109、旧措規22の19の3、22の80、改正法附則70、87、改正措規附則24、29)	○ 適用期限(平成20年3月31日)の到来をもって廃止されました。	平20.4.30前に承認を受けた承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している場合については、従来どおり適用されます。

Ⅲ 準備金制度に関する改正

○ 準備金制度について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 海外投資等損失準備金（措法55①、68の43①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(2) 金属鉱業等鉱害防止準備金（措法55の5①、68の44①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定災害防止準備金（措法55の7①、68の46①）	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(4) 原子力発電施設解体準備金（措令33の4④四、39の82）	○ 対象となる解体費用に、核燃料物質によって汚染された廃棄物の放射能濃度の測定及び評価に要する費用が含まれることが明確化されました。	—

Ⅳ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法62の3、68の68、措令38の4⑫、39の97、措規21の19、改正措令附則1五、40⑤）	○ 旧民法第34条の規定により設立された法人を対象とする措置について、一定の公益社団法人及び公益財団法人を対象とする措置に改正するなど、公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日から施行されます。 特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率（措法63、68の69、措令38の5⑥二、39の98、措規22、22の63、改正措令附則1五、35、40⑤）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	(1)の適用時期等と同じとなります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の3、68の74、措令39の4③、39の102、改正措令附則1五、40①⑤）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日以前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4、68の75、措令39の5⑬～⑱、⑳、㉒、㉔、㉖、39の103、措規22の5、22の67、改正法附則61①、81①、改正措令附則1五、40②⑤)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p> <p>○ 適用対象に、地方公共団体又は歴史的風致維持向上支援法人が認定重点区域における認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が追加されるなど所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行日から施行されます。</p>
<p>(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の5、68の76、措令39の6②、39の104、措規22の6、22の69、改正措令附則1五、40③⑤)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(6) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例(措法65の7、68の78、措令39の7⑬三、39の106⑦三、措規22の7⑧、22の69、改正措令附則1五、40④⑤、55)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>(3)の適用時期等と同じとなります。</p>
<p>(7) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(措法65の13、68の84、措令39の9の2④、39の109③、改正法附則61②、81②、改正措令附則1五、40⑤、55②)</p>	<p>○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>一般社団・財団法人法施行日以後に行う所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>特例民法法人については、経過措置として旧民法34条法人と同様の措置が講じられます。</p>

V 公益法人制度改革への対応

〔制度の概要〕

イ 公益法人等の法人税法上の取扱い

	公益法人等（法別表第二に掲げる法人）
課税所得の範囲（法5、7）	収益事業により生じた所得に対して課税
法人税率（旧法66③）	22%
一般寄附金の損金算入限度額（旧法37、旧法令73①三口）	事業年度の所得金額の20%に相当する金額 （学校法人など旧法令73①三イに掲げる法人については、事業年度の所得金額の50%に相当する金額又は年200万円のいずれか多い金額）
みなし寄附金（旧法37⑤）	適用あり

ロ みなし寄附金

公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、一般寄附金の損金算入限度額を計算します（旧法37⑤）。

1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税

公益法人制度改革により一般社団法人・財団法人法が制定され、社員等に対する剰余金の分配を目的としない一般社団法人及び一般財団法人が登記のみで設立できる制度が創設されました。

また、公益認定法が制定され、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、一定の基準を満たしている一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の公益認定を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人として扱われる制度が創設されました。

以上のような新たな法人制度への移行に伴い、一般社団法人及び一般財団法人の課税関係について次のとおり改正が行われました。

〔改正の内容〕

(1) 法人税法における社団法人・財団法人の区分

公益法人制度改革に伴い、公益法人等の範囲について、民法第34条の規定により設立された社団法人・財団法人が除かれ、次のイ及びロの法人が追加される等の改正が行われました（法別表第二）。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

一般社団法人又は一般財団法人のうち、公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人は、法人税法上、公益法人等の範囲に追加されました（法2六、法別表第二）。

ロ 非営利型法人

一般社団法人又は一般財団法人（上記イに該当するものを除きます。）のうち、次表の左欄に掲げる類型に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たすものは非営利型法人とされ、法人税法上、公益法人等の範囲に追加されました（法2九の二、法別表第二、法令3）。

類 型	要 件
(イ) その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件のすべてに該当するもの（注1）	① その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
	② その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。 i 公益社団法人又は公益財団法人 ii 公益認定法第5条第17号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人
	③ ①及び②の定款の定め反する行為（①、②及び④に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含みます。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	④ 各理事（清算人を含みます。以下同じ。）について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者（注2）である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。
(ロ) その会員から受け入れる会費によりその会員に	① その会員の相互の支援、交流、連絡その他のその会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

類 型	要 件
共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件のすべてに該当するもの（注1）	② その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含みます。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又はその金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
	③ その主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	④ その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
	⑤ その定款に解散したときはその剰余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、上記(i)② i若しくはiiに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除きます。）に帰属する旨の定めがないこと。
	⑥ ①から⑤及び⑦に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含みます。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	⑦ 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者（注2）である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること。

(注) 1 清算中に表の右欄に掲げる要件のすべてに該当することとなったものを除きます。

2 理事と一定の特殊の関係のある者は、次の者をいいます（法規2の2①）。

- i その理事の配偶者
- ii その理事の3親等以内の親族
- iii その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- iv その理事の使用人
- v i～iv以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- vi iii～vの者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族

3 一般社団法人又は一般財団法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限ります。）以外の者でその一般社団法人又は一般財団法人の経営に従事しているものは、その一般社団法人又は一般財団法人の理事とみなして、上記(i)④又は(ii)⑦の要件を満たすかどうかの判定をします（法令3③）。

ハ 普通法人

一般社団法人及び一般財団法人のうち、上記イ及びロのいずれにも該当しないものは、法人税法上、普通法人に該当することとされました（法2九）。

(2) 社団法人・財団法人の区分ごとの法人税法上の取扱い

イ 課税所得の範囲及び税率

	公益法人等		普通法人 (左記以外の一般社団法人 又は一般財団法人)
	公益社団法人 公益財団法人	非営利型法人	
課税所得の範囲 (法5、7)	収益事業により生じた 所得に対して課税（注）	収益事業により生じた 所得に対して課税	すべての所得に対して 課税
法人税率 (法66)	30% (所得金額のうち年800万円以下 の金額については22%)	30% (所得金額のうち年800万円以下 の金額については22%)	30% (所得金額のうち年800万円以下 の金額については22%)

(注) 公益目的事業に該当する事業は収益事業から除かれます（法令5②一）。

ロ みなし寄附金

(イ) 公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業に該当するものために支出した金額が、その収益事業に係るみなし寄附金の額とされました（法37⑤、法令77の3）。

(ロ) 公益社団法人又は公益財団法人の一般寄附金の損金算入限度額は、次の①の金額とされました（法令73①）。

なお、上記(i)の寄附金の額とみなされる金額（「みなし寄附金額」といいます。）がある場合には、確定申告書に明細の記載があることを要件として、一般寄附金の損金算入限度額は次の①の金額に代えて②の金額とすることができます（法令73の2①、法規22の6）。

① その事業年度の所得の金額の100分の50に相当する金額

② 公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金額を超える場合には、そのみなし寄附金額に相当する金額）

(ハ) 非営利型法人については、みなし寄附金の適用がないこととされました（法37④⑤）。

(※) 一般社団法人及び一般財団法人のうち普通法人に該当するものについては、みなし寄附金の適用はありません。

(3) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整

イ 特定普通法人が公益法人等に移行する場合

(イ) 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいいます。以下同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、①その該当することとなる日の前日にその特定普通法人が解散したものとみなし、②その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、次表の左欄の区分に応じて、同表の右欄に掲げる法人税に関する法令の規定等を適用することとされました（法10の3①②、法令14の11①②、措法68の3の5①②、措令39の35の5①②）。

区 分	法 人 税 法 の 規 定
① 特定普通法人が解散したものとみなして適用する規定	i 欠損金の繰戻しによる還付(法80④) ii 連結欠損金の繰戻しによる還付(法81の31③) iii 国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し(法令81) iv 保険差益等に係る特別勘定の金額の取崩し(法令90) v 個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入（上記iii及びivに掲げる規定により個別益金額を計算する場合に限ります。）(法81の3①)

区 分	法 人 税 法 の 規 定
② 公益法人等が設立されたものとみなして適用する規定	i 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し(法57①) ii 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し(法58①) iii 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入(法59) iv 欠損金の繰戻しによる還付(法80) v 株式等に係る負債の利子の額(法令22) vi 貸倒引当金勘定への繰入限度額(法令96②) vii 返品調整引当金勘定への繰入限度額(法令101②)

(ロ) 特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合には、次に掲げる法人税に関する法令の規定等については、①その該当することとなる日の前日の属する事業年度において適用されないこと、②その該当することとなる日の前日の属する事業年度において益金の額又は損金の額に算入することとされました。

区 分	法 人 税 法 の 規 定
① その該当することとなる日の前日の属する事業年度において適用されない規定	i 貸倒引当金の損金算入（法52⑪） ii 返品調整引当金の損金算入（法53⑨）
② その該当することとなる日の前日の属する事業年度において益金の額又は損金の額に算入することとされた規定	i 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等(法令121の5) ii 延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理(法令125③) iii 一括償却資産の損金算入(法令133の2⑤) iv 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入(法令139の4⑩) v 退職給与引当金の益金算入（14年8月改正法令附則5⑭⑮）

また、特定普通法人が、自己を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併が行われた場合には、その合併は適格合併に該当しないものとみなして、所要の調整を行うこととされました（法10の3③、法令14の11③、措法68の3の5③、措令39の35の5③、14年8月改正法令附則5⑪）。

ロ 特定公益法人等が普通法人に移行する場合

(イ) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等であるものに限り、以下これらを「特定公益法人等」といいます。）である内国法人が普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日（以下「移行日」といいます。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額（累積所得金額）又は欠損金額の累積額（累積欠損金額）は、その移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとされました（法64の4①、法令131の4①）。

（算 式）

$$\text{累積所得金額} = (\text{資産の帳簿価額}) - (\text{負債帳簿価額等})$$

$$\text{累積欠損金額} = (\text{負債帳簿価額等}) - (\text{資産の帳簿価額})$$

（注）負債帳簿価額等 = (負債の帳簿価額) + (利益積立金額)

また、特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、その内国法人の適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、所要の調整を行うこととされました（法64の4②、法令131の4②）。

- (ロ) 公益社団法人又は公益財団法人が公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなった場合など一定の場合には、移行日以後に公益目的のために支出されることが義務付けられている金額を累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額に加算するなどの調整を行うこととされました（法64の4③～⑥、法令131の5、法規27の16の4）。

ハ みなし事業年度

公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合には、その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ事業年度とみなすこととされました（法14二十二）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)及び(2)ロ(ハ)の規定は、一般社団・財団法人法の施行の日（平成20年12月1日、以下この「V公益法人制度改革への対応」において「一般社団・財団法人法施行日」といいます。）から施行されます（改正法附則1五ロ、改正法令附則1三、改正法規附則1二）。
- (2) 改正の内容の(2)イの規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則21）。
- (3) 改正の内容の(2)イ(注)の規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に行う事業について適用されます（改正法令附則4①）。
- (4) 改正の内容の(2)ロ(イ)の規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に支出する金額について適用し、同日前に支出した金額については、改正前の規定が適用されます（改正法附則15、改正法令附則1三）。
- (5) 改正の内容の(2)ロ(ロ)の規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法令附則11①、改正法規附則1二、20年5月改正法規附則①）。
- (6) 改正の内容の(3)イの規定は、一般社団・財団法人法施行日以後（医療法人のうち普通法人であるものは、平成20年4月30日後）に特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合及び特定普通法人が適格合併を行う場合について適用されます（改正法附則13、16、17、74、改正法令附則7、15、17、19、24、27、改正措令附則50）。
- (7) 改正の内容の(3)ロの規定は、一般社団・財団法人法施行日以後（社会医療法人は、平成20年4月30日以後）に特定公益法人等が普通法人に該当することとなる場合及び適格合併が行われる場合について適用されます（改正法附則20、改正法令附則／三、改正法規／二）。
- (8) 改正の内容の(3)ハの規定は、平成20年4月30日以後にこれらの事実が生ずる場合について適用されず（改正法附則14②）。

2 新たな法人制度への移行に伴う諸規定の整備

- (1) 次の法人は、整備法の施行の日（平成20年12月1日、以下「整備法施行日」といいます。）以後は、一般社団・財団法人法の規定による一般社団法人又は一般財団法人（ロ及びハの法人については、一般社団法人）として存続するものとされています。
 - イ 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって整備法の施行の際現に存するもの（以下「旧民法34条法人」といいます。）（整備法40①）
 - ロ 旧中間法人法の規定による有限責任中間法人であって整備法の施行の際現に存するもの（以下「旧有限責任中間法人」といいます。）（整備法2①）
 - ハ 旧中間法人法の規定による無限責任中間法人であって整備法の施行の際現に存するもの（以下「旧無限責任中間法人」といいます。）（整備法24①）なお、旧無限責任中間法人は、その名称中に無限責任中間法人という文字を用いなければならない、その名称を用いて存続する一般社団法人を特例無限責任中間法人（注）といいます（整備法25①②）。

(注) 特例無限責任中間法人は、整備法施行日から起算して1年を経過する日までの間に、債権者保護手続等の移行手続を行った上で、通常的一般社団法人へ移行することができますが、移行手続を了しなかった場合には、その日が経過したときに解散したものとみなされます（整備法30～33、37）。
- (2) 整備法上、次の法人は特例民法法人とされ、整備法施行日から起算して5年を経過する日までの期間（以下「移行期間」といいます。）内に認定又は認可を受けられなかった場合には、移行期間満了の日に解

散したものとみなされます（整備法46①）。

イ (1)イの法人であって、行政庁から公益社団法人若しくは公益財団法人の認定又は通常の一般社団法人若しくは一般財団法人の認可を受けたことに基づく移行の登記をしていないもの（整備法42①②、44、45、106①、121①）

ロ 特例民法法人とみなされる法人

通常の一般社団法人又は一般財団法人に移行した(1)イの法人で、その後、行政庁から移行の認可を取り消されたもの（以下「認可取消社団・財団法人」といいます。）（整備法131①）

以上のような新たな法人制度への移行に伴い、次のとおり諸規定の整備が行われました。

〔改正の内容〕

(1) 特例民法法人等の法人税法上の区分

次の法人の区分に応じ、法人税法上、それぞれ次のように取り扱われます。

法人の区分	法人税法上の区分	
旧民法34条法人 (特例民法法人)	公益法人等（改正法附則10①③）	
認可取消社団 ・財団法人	非営利型法人に該当するもの	公益法人等 （非営利型法人）（改正法附則10①②）
	上記以外のもの	普通法人（法2九、改正法附則10①）
旧有限責任中間法人（注）	非営利型法人に該当するもの	公益法人等 （非営利型法人）（改正法附則10②）
	上記以外のもの	普通法人（法2九、改正法附則10②）
特例無限責任中間法人	普通法人（法2九、改正法附則10③）	

（注）整備法第3条第1項本文の規定を受けて、法人の名称変更を行っていないものをいいます。

(2) 課税所得の範囲及び税率

	公益法人等	非営利型法人	普通法人
課税所得の範囲 (法5、7)	収益事業により生じた 所得に対して課税	収益事業により生じた 所得に対して課税	すべての所得に対して 課税
法人税率 (法66)	22%	30% (所得金額のうち年800万円以下 の金額については22%)	30% (所得金額のうち年800万円以下 の金額については22%)

(3) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整

特例民法法人、旧有限責任中間法人及び特例無限責任中間法人について、法人税法上の区分に異動がある場合で一定の場合には、課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整が必要となります（20ページ「1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税(3) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整」参照）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)の規定は、一般社団・財団法人法施行日から施行されます（改正法附則1五ロ）。

(2) 改正の内容の(2)の規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則21）。

(3) 改正の内容の(3)の規定は、21ページ「1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税」の〔適用時期〕(6)、(7)及び(8)と同じになります（改正法附則13、14②、16、17、20、74、改正法令附則7、15、17、19、24、改正措令附則50）。

3 社会医療法人に係る規定の整備等

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）の施行に伴い、財団又は持分の定めのない社団法人たる医療法人のうち、一定の要件に該当するものとして都道府県知事又は厚生労働大臣の認定を受けたものは医療法上、社会医療法人として扱われることとなりました。これに伴い、法人税法等の規定の整備が行われました。

〔改正の内容〕

(1) 公益法人等の範囲

社会医療法人が公益法人等の範囲に追加されました（法別表第二）。

(2) 課税所得の範囲及び税率

- イ 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得の金額に対して22%の税率が適用されます（法7、66③）。
- ロ 社会医療法人が行う医療保健業（医療法上の附帯業務及び収益業務として行うものを除きます。）が収益事業の範囲に含まれないこととされました（法令5①二十九チ）。

(3) 社会医療法人における一般寄附金の損金算入限度額

一般寄附金の損金算入限度額は、次のいずれか多い金額となります（法令73①三口）。

- ① その事業年度の所得の金額の100分の50に相当する金額
- ② 年200万円

(4) 社会医療法人の認定及び認定取消しがあった場合の規定の整備

普通法人である医療法人が社会医療法人の認定を受け、公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当する社会医療法人が社会医療法人の認定を取り消され、普通法人に該当することとなった場合には、課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整が必要となります（20ページ「1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税(3)課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整」(3(3)の(ロ)の規定を除きます。)参照）。

(5) 医療法人の設立に係る資産の受贈益等

- イ 医療法人がその設立について贈与又は遺贈を受けた金銭の額又は金銭以外の資産の価額は、資本金等の額ではなく、利益積立金額とすることとされました（法令9①一へ、136の4①、旧法令8①十四）。
- ロ 社団法人である医療法人で持分の定めのあるものが持分の定めのない医療法人となる場合において、持分の全部又は一部の払戻しをしなかったときは、その払戻しをしなかったことにより生ずる利益の額は、その医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととされました（法令136の4②）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)の規定は、平成20年4月30日から施行されます（改正法附則1）。
- (2) 改正の内容の(2)ロの規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法令附則2）。
- (3) 改正の内容の(3)の規定は、平成20年4月30日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法令附則11②）。
- (4) 改正の内容の(4)の規定は、21ページ「1 新たな法人制度における社団法人・財団法人に対する課税」の〔適用時期〕(6)、(7)及び(8)と同じになります（改正法附則13、14②、16、17、20、74、改正法令附則7、15、17、19、24、改正措令附則50）。
- (5) 改正の内容の(5)イの規定は、平成20年4月30日以後に医療法人が設立される場合について適用され、改正の内容の(5)ロの規定は、同日以後にロの場合に該当することとなる場合について適用されます（改正法令附則22）。

〔改正の内容〕

(1) 収益事業の範囲

イ 収益事業の範囲に、労働者派遣業が追加されました（法令5①三十四）。

労働者派遣業とは、自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいいます。

ロ 不動産販売業のうち、収益事業に該当しないものとされる特定法人の行う不動産販売業について、特定法人の定義が次のとおりとされました（法令5①二イ）。なお、物品貸付業、不動産貸付業及び請負業についても同様となります（法令5①四ロ、五イ、十八）。

〔特定法人〕

次の(イ)から(ニ)までの法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの

(イ) その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数がある地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(ロ) その拠出をされた金額の2分の1以上の金額がある地方公共団体により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

(ハ) その社員総会における議決権の全部が(イ)又は(ロ)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(ニ) その拠出をされた金額の全額が(イ)又は(ロ)に掲げる法人により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

ハ 医療保健業の範囲について、社会医療法人が行う医療保健業（医療法上の附帯業務及び収益業務として行うものを除きます。）が収益事業の範囲に含まれないこととされました（法令5①二十九チ）。

ニ 技芸の教授業について、次のとおり見直しが行われました。

(イ) 技芸に関する国家試験の実施に関する事務（国家資格付与事務）を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づきその国家資格付与事務として行う一定の技芸の教授で次のいずれかの要件に該当するものが、技芸の教授業の範囲から除かれました（法令5①三十ホ）。

A その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額がその国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。

B 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者でその国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

(ロ) 収益事業に該当しない技芸の教授業の範囲から、外洋小型船舶の操縦の教習として行う技芸の教授が除外されました（旧法令5①三十ホ）。

ホ 公益社団法人又は公益財団法人が行う収益事業のうち公益目的事業に該当するものについては、収益事業の範囲に含まれないこととされました（法令5②一）。

ヘ 一般社団・財団法人法及び公益認定法の施行等に伴い、所要の整備が行われました（法令5①一イ、三八、五二、二十九リ～ワ・ヨ、法規4の5、5、6）。

(2) 公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出

イ 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が、新たに収益事業を開始した場合における届出書の添付書類として、①定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し、②公益法人等の登記事項証明書等が追加されました（法規65①二三五）。

ロ 公益法人等（収益事業を行っていないものに限り）が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に、その納税地、その事業の目的及びその該当することとなった日を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出することとされました（法150②、法規65②）。

① その該当することとなった時における貸借対照表

② 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し

③ 登記事項証明書

(3) 公益法人等の損益計算書等の提出

法人税の確定申告書を提出することを要しない公益法人等が提出しなければならない書類が損益計算書又は収支計算書とされるなど所要の整備が行われました（措法68の6、措令39の37、措規22の22、措規別表第十）。

〔適用時期〕

(1) 改正の内容の(1)イ、ハ及びニの規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法令附則2）。

- (2) 改正の内容の(1)ロ、ホ及びヘ（法令5①三ハを除きます。）の規定は、一般社団・財団法人法施行日以後に行う事業について適用し、同日以前に行った事業については、改正前の規定が適用されます（改正法令附則4①、改正法規附則3）。
- (3) 改正の内容の(1)へ（法令5①三ハに限ります。）の規定は、平成20年10月1日から施行されます（改正法令附則1二）。
- (4) 改正の内容の(2)イの規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が平成20年4月30日以後に新たに収益事業を開始する場合の届出について適用されます（改正法規附則8②）。
- (5) 改正の内容の(2)ロの規定は、平成20年4月30日以後に公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなる場合について適用されます（改正法附則24）。
- (6) 改正の内容の(3)の規定は、一般社団・財団法人法施行日から施行されます（改正法附則1五ト、改正措令附則1五、改正措規附則1四、20年5月改正法規附則①）。

5 その他

その他公益法人制度改革等に伴い、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 外国公共法人等の指定（旧法4②③、10、143③、別表第一第二号、別表第二第二号、旧法令2、3、旧法規2、2の3、改正法附則1五ロ、11、改正法令附則1三、改正法規附則1二）	○ 外国公共法人等の指定制度が廃止され、これに伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日から施行されます。なお、その施行の際現に旧法別表第二第二号の指定を受けている外国法人の平25.11.30までに開始する各事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 適格組織再編成における株式の保有関係等（法令4の2④、改正法令附則3）	○ 適格合併の要件である共同事業要件の判定に当たって、その合併に係る被合併法人のすべて又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合には、株式継続保有要件を除いて判定することとされました。	平20.4.30以後に行う合併について適用され、同日以前に行った合併については、従来どおり適用されます。
(3) 資本金等の額、利益積立金額（法令8①五、改正法令附則5①） （法令8①十五、9①五、改正法令附則5②、6③） （法令9①二、改正法令附則6②）	○ 被合併法人のすべて又は合併法人が資本又は出資を有しない法人である合併が行われた場合の合併法人の増加する資本金等の額は零とされました。 ○ 資本又は出資を有する法人が資本又は出資を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった時の直前における資本金等の額を減算し、その減算した額に相当する金額を利益積立金額に加算することとされました。 ○ 合併法人が資本又は出資を有しない法人である適格合併が行われた場合（被合併法人が公益法人等である場合を除きます。）の合併法人の増加する利益積立金額は、適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の移転資産の帳簿価額から移転負債の帳簿価額を減算した額とされました。	平20.4.30以後に行う合併について適用されます。 平20.4.30以後に資本又は出資を有しないこととなる場合について適用されます。 平20.4.30以後に行う適格合併について適用されます。
(4) 連結利益積立金額、連結個別利益積立金額（法令9の2①五、改正法令附則6⑧）	○ 資本又は出資を有する連結親法人が資本又は出資を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった時の直前における連結個別資本金等の額に相当する金額を連結利益積立金額に加算することとされました。	連結親法人が平20.4.30以後に資本又は出資を有しないこととなる場合について適用されます。
(5) 連結納税の承認の取消し等（法4の5②、改正法附則12）	○ 連結納税の承認の取消し事由となる事実について、連結親法人が公益法人等に該当することとなった場合が追加されるなど、公益法人制度改革に伴う所要の整備が行われました。	平20.4.30以後に生ずるこれらの事実について適用されます。
(6) 事業年度の意義（法13②一、改正法附則14①）	○ 収益事業を行っていない公益法人等で会計期間の定めがないものが普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に会計期間を定めて、これを納税地の所轄税務署長に届け出ることとされました。	その該当することとなった日が平20.4.30以後である場合に適用し、同日以前である場合には従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(7) みなし事業年度 （法14十七・十八・二十一、改正法附則14②）	○ みなし事業年度が生じる事実として、連結子法人の連結事業年度の中途において、連結親法人が公益法人等に該当することとなった場合が追加されるなど、公益法人制度改革に伴う所要の整備が行われました。	平20.4.30以後にこれらの事実が生ずる場合について適用されます。
(8) 棚卸資産の評価の方法の選定・変更手続、減価償却資産の償却の方法の選定・変更手続 （法令29、30、51②、52、改正法令附則2）	○ 収益事業を行っていない公益法人等が、普通法人又は協同組合等となった場合には、その普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度における棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法（以下「評価・償却方法」といいます。）の選定の届出の提出期限は、その事業年度の申告書の提出期限までとされました。 ○ ①公益法人等若しくは人格のない社団等が新たに収益事業を開始した日の属する事業年度において評価・償却方法を変更しようとする場合又は②収益事業を行っていない公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度において評価・償却方法を変更しようとする場合において、その日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までにその旨及び採用しようとする新たな評価方法等を書面で届け出たときには、この届出書を申請書とみなし、この届出書の提出をもって変更の承認があったものとみなすこととされました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上
(9) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産及び繰延資産の範囲等 （法令61の4、66の2、改正法令附則2）	○ 被合併法人等である公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していた減価償却資産又は繰延資産については、適格合併時等におけるこれらの資産の帳簿価額がその帳簿に記載された金額とされたことから、この制度の対象から除くこととされました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(10) 貸倒引当金 （法令96②、改正法令附則2）	○ 貸倒引当金の貸倒実績率の計算において、収益事業を行っていない公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度については、前3年内事業年度によらずに、その該当することとなった日の属する事業年度により貸倒実績率を計算することとされました。なお、その該当することとなった日の属する事業年度の翌事業年度以後については、収益事業を行っていない事業年度を除いて貸倒実績率を計算することが明確化されました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(11) 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定及びその手続・変更の手続、外貨建資産等の期末換算の方法の選定の手続・変更の手続 （法令119の5②、119の6⑥、122の5、122の6⑥、改正法令附則2）	○ 有価証券又は外貨建資産等を取得した場合の有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法又は外貨建資産等の期末換算の方法（以下「算出方法」といいます。）の選定手続において、①公益法人等又は人格のない社団等につき、収益事業以外の事業に属する有価証券又は外貨建資産等が収益事業に属することとなった場合にはその属することとなった日を、②公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等につき、普通法人又は協同組合等に該当することとなった時の直前において収益事業以外の事業に属する有価証券又は外貨建資産等を有していた場合には、その該当することとなった日を、それぞれ取得日等として、そのよるべき算出方法の選定の届出の提出期限は、その取得日等の属する事業年度の申告書の提出期限までとされました。 ○ ①公益法人等若しくは人格のない社団等が新たに収益事業を開始した日の属する事業年度において算出方法を変更しようとする場合又は②収益事業を行っていない公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度において算出方法を変更しようとする場合において、その日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までにその旨及び採用しようとする新たな算出方法等を書面で届け出たときには、この届出書を申請書とみなし、この届出書の提出をもって変更の承認があったものとみなすこととされました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(12) 適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ（法令123の3④、123の5、改正法令附則16②③）	○ 適格合併による移転資産等の引継ぎ時における金額について、その移転資産等が被合併法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する資産及び負債であった場合には、合併法人が引継ぎを受けたものとされる移転資産等の帳簿価額は、合併法人の帳簿に記載された金額とすることとされました。なお、適格現物出資についても同様の整備がされました。	平20.4.30以後に行われる適格合併等について適用され、同日前に行われた適格合併等については、従来どおり適用されます。
(13) 収益事業以外の事業に属していた資産及び負債の帳簿価額（法令131の6、改正法令附則2）	○ 公益法人等若しくは人格のない社団等のその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債がその収益事業に属する資産及び負債となった場合のその資産及び負債（以下「転用資産等」といいます。）又は公益法人等が普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合のその該当することとなった時において有するその収益事業以外の事業に属していた資産及び負債（以下「移行時資産等」といいます。）の帳簿価額は、それぞれその転用資産等の価額としてその収益事業に関する帳簿に記載された金額又はその移行時資産等の価額としてその該当することとなった時においてその帳簿に記載されていた金額とすることとされました。	平20.4.30から施行されます。
(14) 特定の損失等に充てるための負担金の損金算入（法令136、改正法令附則20）	○ 特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする法人の範囲に、一般社団法人又は一般財団法人が追加されるとともに、公益法人等に準ずる外国法人が除かれました。	一般社団・財団法人法施行日以後に支出する負担金について適用され、同日前に支出した負担金については従来どおり適用されます。
(15) 金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入（法令136の2⑤、改正法令附則21）	○ 次に掲げる場合には、それぞれの事実が生じた日におけるその金銭債務の帳簿価額をその金銭債務に係る収入とし、その事実が生じた日を金銭債務に係る債務者となった日として計算することとされました。 ① 公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属する金銭債務がその収益事業に属する金銭債務となった場合 ② 金銭債務に係る債務者である公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合 ③ 適格合併等により公益法人等又は人格のない社団等の収益事業以外の事業に属していた金銭債務の償還等に係る義務の承継をした場合	平20.4.30以後に生ずるこれらの事実について適用されます。
(16) 中間申告（法71①、改正法令附則9）	○ 次に掲げる事業年度については、中間申告書の提出は要しないこととされました。 ① 適格合併（被合併法人のすべてが収益事業を行っていない公益法人等であるものに限ります。）により設立された法人の設立後最初の事業年度 ② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(17) 清算中の所得に係る予納申告、残余財産の一部分配等に係る予納申告、清算確定申告、継続等の場合の清算所得の金額の特例（法102①、103、104①、118、法規45～48、改正法令附則9、改正法規附則2）	○ 普通法人である一般社団法人及び一般財団法人は、その清算中に残余財産の一部の引渡しをする場合にも、その清算所得に対する法人税の予納申告書を提出しなければならないことが明確化されました。 ○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	平20.4.1以後の解散による清算所得に対する法人税について適用され、同日前の解散による清算所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
(18) 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例、継続等の場合の法人税額の特例（法111、119、改正法附則9）	○ 公益法人等が清算中に内国普通法人等に該当することとなる場合における清算所得の金額の計算上、その該当することとなる日の前に解散したものとみなすこととされました。	平20.4.1以後の解散による清算所得に対する法人税について適用され、同日前の解散による清算所得に対する法人税については、従来どおり適用されます。
(19) 青色申告の承認の申請（法122②、法規52、改正法附則9、改正法規附則1）	○ 公益法人制度改革に伴い、青色申告の承認の申請書の提出期限について、公益法人等（収益事業を行っていないものに限り。）に該当していたものが普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合の提出期限を定めるなど所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(20) 申告、納付及び還付等、青色申告（法145②、146②、改正法附則9）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(21) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（措規21の18一、改正措規19①） (措規21の18二、改正措規附則1四、19②③)	○ 地方公共団体等の範囲から独立行政法人緑資源機構が除かれました。 ○ 地方公共団体等の範囲に公益社団法人及び公益財団法人が追加されるなど公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に措法61①に規定する法人の事業を利用する場合に適用され、同日前に旧措法61①に規定する法人の事業を利用した場合には、従来どおり適用されます。 一般社団・財団法人法施行日以後に措法61①に規定する法人の事業を利用する場合に適用され、同日前に旧措法61①に規定する法人の事業を利用した場合には、従来どおり適用されます。
(22) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（措法66の11①六、措令39の22③、改正法附則63、83、改正措令附則1五、43）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	一般社団・財団法人法施行日以後に支出する負担金について適用されます。
(23) 特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例（旧措法66の12②、68の96の2②、旧措令39の23の2②、旧措規22の13②、22の76の4②、改正法附則65、84、改正措令附則45、改正措規附則22、28）	○ 地域再生法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店等を有する法人が特定地域雇用等促進法人に対して支出する一定の寄附金に係る特例措置が廃止されました。	平25.11.30までに支出する地域再生法一部改正法附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、従来どおり適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(24) 特定の医療法人の法人税率の特例（措法67の2①、措令39の25⑤）	○ 社会医療法人が公益法人等に該当して軽減税率が適用されたことに伴い、特定の医療法人の法人税率の特例の適用対象となる法人から除かれるなど所要の整備が行われました。	平20.4.30から施行されます。
(25) その他（法62①、62の2②、142、150の2、162、法令28④、142②、155の6、155の14、155の28②、188⑨、措令39の15①、39の115①、法規27の3十五、37、62、63） （法38②一、措令37の4、39の13⑨、法規66、措規21の19、改正法附則1五ロ、改正措令附則1五、改正法規附則1二、改正措規附則1四）	○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。 ○ 公益法人制度改革に伴い所要の整備が行われました。	平20.4.30から施行されます。 一般社団・財団法人法施行日から施行されます。

Ⅵ その他の改正

1 寄附金税制の整備

〔制度の概要〕

特定公益増進法人等に対する寄附金については、当該寄附金の額の合計額と一般寄附金の損金算入限度額（以下「一般損金算入限度額」といいます。）とのいずれか少ない金額が損金の額に算入されます（旧法37④、旧法令73①）。

〔改正の内容〕

(1) 公益法人制度改革に伴う整備

公益社団法人及び公益財団法人が特定公益増進法人の範囲に追加され、これに伴い、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の規定について、所要の整備が行われました（法37③二、法令77三、法規23の2、24、旧法令77①二、三、旧法規23の2、24）。

(2) 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

特定公益増進法人等に対する寄附金の一般損金算入限度額に代えて、特別損金算入限度額が定められ、所得基準額が所得の金額の5%（一般損金算入限度額の所得基準額は所得の金額の2.5%）とされました（法37④、法令77の2①、法規23の3）。

なお、特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額は次のとおりです。

（算式）

イ 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（ロに掲げるものを除きます。）

特別損金算入限度額 =

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times \frac{5\%}{(*)} \right] \times \frac{1}{2}$$

ロ イに掲げるもののうち資本又は出資を有しないもの、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人（法規22の5に定める法人をいいます。）

特別損金算入限度額 = 所得の金額 × 5% (*) （※…改正前2.5%）

(3) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(2)の措置に準じた改正が行われています（法81の6④、法令155の13の2）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)の規定は、一般社団・財団法人法の施行の日（平成20年12月1日）から施行され、同日以後に支出する寄附金について適用されます。なお、法人が旧民法法人（整備法第38条の規定による改正前の民法第34条の規定により設立された法人をいいます。）に対して、その旧民法法人の移行登記日の前日までに支出する寄附金については、従来どおり適用されます（改正法令附則12、改正法規附則5、7）。
- (2) 改正の内容の(2)の規定は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法令附則2）。
- (3) 改正の内容の(3)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成20年4月1日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則22）。

2 工事の請負に係る規定の整備

工事の請負に係る規定について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(1) 工事の請負の範囲(法64①、改正法附則19)	<p>○ 工事の請負に係る収益及び費用の帰属時期の特例の対象となる工事の請負の範囲に、ソフトウェアの開発の請負が追加されました。</p> <p>※ 経過措置工事とは、平20.4.1から平21.3.31までの間に開始する各事業年度において、法人が請負をする工事(法64①に規定するもの)で当該事業年度に着手するもの(当該事業年度中にその目的物の引渡しが行われるものを除きます。以下「着手工事」といいます。)のうち、当該事業年度終了の時に長期大規模工事に該当するもの(旧法64①に規定する長期大規模工事に該当するもの及び一定のものを除きます。)のいずれかについて当該事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理しない場合における当該着手工事をいいます。</p>	平20.4.1以後に開始する事業年度において着手する工事(経過措置工事(※)を除きます。)について適用され、同日前に開始した事業年度において着手した工事(経過措置工事を含みます。)については従来どおり適用されます。									
(2) 長期大規模工事の範囲(法64①、法令129①⑤⑥⑧、旧法64①、旧法令129①、改正法附則19、改正法令附則18)	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事期間</td> <td>2年以上</td> <td>1年以上</td> </tr> <tr> <td>請負金額</td> <td>50億円以上</td> <td>10億円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 長期大規模工事に該当する要件が、次のとおりとされました。</p> <p>○ 長期大規模工事以外の工事について、着手事業年度後の事業年度において長期大規模工事に該当することとなった場合に、既往事業年度分の収益の額及び費用の額を繰り延べる特例措置について、次に掲げる場合に、それぞれ次に掲げる事業年度以後の事業年度において、この特例措置がないことが明確化されました。</p> <p>イ 適用開始事業年度(長期大規模工事に該当することとなった日を含む事業年度をいいます。以下同じです。)以後のいずれかの事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理した場合 その経理した決算に係る事業年度</p> <p>ロ 適用開始事業年度以後のいずれかの事業年度において特例措置の適用を受けなかった場合 その適用を受けなかった事業年度</p> <p>○ 長期大規模工事について、工事着手の日から6月を経過していない工事又は進行割合が100分の20に満たない工事の収益の額及び費用の額をないものとする特例措置について、確定した決算において工事進行基準により経理した事業年度以後の事業年度については、この特例措置がないことが明確化されました。</p>	要件	改正前	改正後	工事期間	2年以上	1年以上	請負金額	50億円以上	10億円以上	<p>(1)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
要件	改正前	改正後									
工事期間	2年以上	1年以上									
請負金額	50億円以上	10億円以上									
(3) 長期大規模工事以外の工事の範囲(法64②、法令129⑨⑩⑪、旧法令130、改正法附則19)	<p>○ 長期大規模工事以外の工事で、税務上、工事進行基準により収益及び費用の計上が認められる工事について、損失が生ずると見込まれる工事(赤字工事)についても適用できるとされ、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 長期大規模工事以外の工事のうち、その請負の対価の額がその着手の日において確定していないもの(以下「請負対価未確定工事」といいます。)について、工事進行基準の方法によってその事業年度の収益の額及び費用の額の計算を行う場合には、その時の現況により見積られる工事の原価の額をその請負の対価の額とみなすこととされました。</p> <p>○ 請負対価未確定工事については、その請負の対価の額の確定した日を当該工事の着手の日とすることができることとされました。</p>	<p>(1)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>									
(4) 工事進行基準の方法による未収入金(法令130、法規27の16の3、改正法令附則2)	<p>○ 工事進行基準の適用により計上した未収入金の額(次のイに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額)は、その工事の請負に係る売掛債権等(売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権をいいます。)の帳簿価額として、貸倒引当金制度等を適用することとされました。</p> <p>イ 工事の請負に係る収益の額のうち、工事進行基準の方法により当該事業年度前の各事業年度の収益の額とされた金額及び当該事業年度の収益の額とされる金額の合計額</p>	平20.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。									

改正事項	改正の内容	適用時期等
	ロ 既に工事の請負の対価として支払われた金額（当該対価の額でまだ支払われていない金額のうち、当該対価の支払を受ける権利の移転により当該法人が支払を受けない金額を含みます。）	

3 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の創設

〔創設された制度の内容〕

海上運送法一部改正法の施行に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に改正後の海上運送法に規定する日本船舶・船員確保計画の認定を受けたものについて、日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額に基づく所得計算を選択することができる特例が創設されました。本特例の所得計算において、(1)の金額が(2)の金額を超えるときは、その超える部分の金額を損金の額に算入し、(1)の金額が(2)の金額に満たないときは、その満たない部分の金額を益金の額に算入することとなります。なお、本特例の適用を選択する場合には、その適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までに納税地の所轄税務署長にその旨を届け出るものとされています（措法59の2）。

(1) 日本籍船による収入金額に係る所得金額

(2) 日本籍船の運航トン数に応じた利益の金額

なお、日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合には、上記の制度により損金の額に算入された金額の合計額を、その取消の日を含む事業年度の益金の額に算入することとなります。

また、連結納税制度においても、これらの措置に準じた措置が講じられています（措法68の62の2）。

〔適用時期等〕

海上運送法一部改正法は、公布の日（平成20年6月6日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます（海上運送法一部改正法附則1）。

4 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格組織再編成における株式の保有関係等 （法令4の2④五、⑧六、⑰五、改正法令附則3）	○ 株式継続保有要件の割合の計算上、合併法人が被合併法人の株主として交付を受ける自己株式又は合併親法人株式がある場合には、その自己株式又は合併親法人株式を継続保有する見込みがあるかどうかにかかわらずその合併法人が有する被合併法人の株式の数をその割合の計算上、分母・分子に含めることとされました。なお、分割型分割及び株式交換においても同様の整備が行われています。	平20.4.30以後に行う合併、分割又は株式交換について適用され、同日前行った合併、分割又は株式交換については、従来どおり適用されます。
(2) 資本金等の額 （法令8①二十一、改正法令附則5①）	○ 自己の株式の取得をした場合の減少資本金等の額の計算上、取得事由ごとに定められた減少資本金等の額の金額について有価証券の取得価額に準じて計算できるよう所要の整備が行われました。	平20.4.30以後に行う自己の株式の取得について適用されます。
(3) 利益積立金額 （法令9②一へ、旧法令9②三イ、改正法令附則6⑤⑥）	○ 投資簿価修正を行う事由について、子法人株式の譲渡に基因して子法人との間に連結完全支配関係がなくなる場合が1号（譲渡）該当から3号（離脱）該当にすることとされました。	平20.4.30以後に行う子法人株式の譲渡について適用され、同日前行う子法人株式の譲渡については、従来どおり適用されます。
(4) みなし配当 （法令23①三、③十、改正法令附則8）	○ 残余財産の分配が行われた場合のみなし配当の計算に当たり、残余財産の分配を行った法人（以下「払戻法人」といいます。）のその分配の直前の資本金等の額（以下「直前資本金額等」といいます。）が零を超え、かつ、残余財産の全部の分配を行う場合には、直前資本金額等に一を乗じて計算した金額を払戻法人のその分配に係る株式の総数で除し、残余財産の分配を受ける法人がその分配の直前に有していた株式の数を乗じて計算することとされました。 ○ みなし配当の額が生ずる自己株式の取得に該当しないものとして、全部取得条項付種類株式（旧株）の取得決議（※1）に係る価格決定の申立てをした株主（※2）からの取得が加えられました。	— 平20.4.30以後に生ずる事由による取得について適用されます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>※1 旧株を取得されるすべての株主（価格決定の申立てをした株主を除く。）に対して取得の対価として発行人の株式（新株）以外の資産が交付されないものに限ります。</p> <p>※2 対象となる株主は、価格決定の申立てをしないとすれば取得の対価として交付されることとなる新株が端数となるものに限ります。</p>	
<p>(5) 再生計画認可の決定に準ずる事実等（法令24の2①②、改正法令附則9①②）</p>	<p>○ 再生計画認可の決定に準ずる事実について、2以上の金融機関等が債務免除することが定められていることとの要件における金融機関等の範囲に信用保証協会が加えられました。</p> <p>○ 政策金融改革に伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.1以後にその事実が生ずる場合について適用されます。</p> <p>平20.10.1以後にその事実が生ずる場合について適用されます。</p>
<p>(6) 有価証券の譲渡損益（法61の2⑭三、法令119①十七、十八、改正法附則18、改正法令附則13）</p>	<p>○ 有価証券の譲渡損益の繰延べが認められる全部取得条項付種類株式の譲渡事由について、取得決議によりその取得の対価として取得をされる株主等にその取得をする法人の株式のみが交付されるものであるかどうかの判定に当たっては、取得決議に反対する株主の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭等を除いて判定することとされました。</p> <p>また、これに伴い、有価証券の取得価額について、所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる取得決議について適用され、同日前行われた取得決議については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(7) 国庫補助金等の範囲（法令79、改正法令附則2）</p>	<p>○ 国庫補助金等の範囲について、老人保健法施行令附則第2条の適用期限の経過に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>
<p>(8) 空売りをした有価証券の一単位当たりの譲渡対価の額の算出の方法（法令119の10②③④、改正法令附則14）</p>	<p>○ 合併等（合併、分割型分割又は株式交換をいいます。以下同じ。）により交付する合併親法人株式等に満たない端数が生ずる場合において、その法人が合併等の直前において、その端数の合計数に相当する合併親法人株式等の全部又は一部を有していないときは、その有していない数に相当する合併親法人株式等（以下「不保有親法人株式等」といいます。）の空売りを行ったものとみなすこととされました。</p> <p>なお、不保有親法人株式等の空売りを行ったものとみなされた場合には、不保有親法人株式等の一単位当たりの合併等の時の価額（適格合併等の場合は帳簿価額）にその有していない数を乗じて計算した金額（以下「みなし対価額」といいます。）から交付する金銭の額を減算して得た譲渡損益の額を、その合併等の日に計上することとなります。</p> <p>また、空売りを行ったものとみなされた場合には、合併親法人株式等について簿価譲渡の規定の適用はありません。</p> <p>合併等が適格合併等に該当する場合には、合併法人等の増加資本金等の額を計算する上で、移転簿価純資産額から減算する合併親法人株式等の適格合併等の直前の帳簿価額に不保有親法人株式等のみなし対価額が含まれるものとされました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる合併、分割型分割又は株式交換について適用されます。</p>
<p>(9) 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等（法令121の5①、改正法令附則15）</p>	<p>○ 繰り延べた決済損益額について、非適格組織再編成によるもののほか、組織再編成以外の事由により当該法人以外の者がその受払予定金銭を受け取り又は支払うこととなった場合においても、その事由が生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することが明確化されました。</p>	<p>平20.4.30後にその事由が生ずる場合について適用されます。</p>
<p>(10) 外貨建資産等の期末換算の方法の選定の方法（法令122の5、改正法令附則2）</p>	<p>○ 外貨建資産等の期末換算の方法を届け出なければならない場合とは、外貨建資産等の取得をした場合であることが明確化されました。</p>	<p>平20.4.1以後開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(11) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等（法令123の10①、改正法令附則16④）</p>	<p>○ 非適格合併等の範囲から、事業の譲受けのうち、適格事後設立に該当するものを除くことが明確化されました。</p>	<p>平20.4.30以後に行われる事業の譲受けについて適用され、同日前行われた事業の譲受けについては、従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(12) リース取引の範囲(法令131の2②③、改正法令附則1)	<ul style="list-style-type: none"> ○ リース取引の判定要件である、資産の賃貸借について、その賃貸借期間において賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね90%を超えているかどうかの判定に当たって、その資産の取得のために通常要する価額には付随費用を含めることが明確化されました。 ○ リース取引のうち、実質的に金銭の貸付けがあったものとされた場合について、その賃貸に係る資産について譲渡人が賃借料として損金経理をした金額は、償却費として損金経理をした金額に含まれることが明確化されました。 	—
(13) 合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算(法令139の3の2、旧法令123の2の2、改正法令附則16①、23)	○ 合併に係る合併法人が当該合併により当該合併に係る被合併法人の株主等(当該合併法人及び当該被合併法人を除きます。)の有する当該被合併法人の株式の数の割合に応じて交付すべき合併親法人株式又は法第61条の2第2項に規定する政令で定める関係がある法人の株式(以下「合併親法人株式等」といいます。)の数に一に満たない端数が生ずる場合において、当該端数に応じて金銭が交付されるときは、当該端数に相当する部分は、当該合併親法人株式等に含まれるものとして、当該合併法人、当該被合併法人及び当該株主等の各事業年度の所得の金額を計算することとされました。なお、分割型分割及び株式交換においても、同様の整備が行われています。	平20.4.30以後に行われる合併等について適用されます。
(14) 外国法人の置く代理人等(法令186、改正法令附則25)	○ 恒久的施設とされる代理人等の範囲から、独立の地位を有する代理人等を除くこととされました。	平20.4.1以後の国内源泉所得について適用され、同日前の国内源泉所得については従来どおり適用されます。ただし、外国法人が同日から平20.4.30前までの間に生じた国内源泉所得を有する場合には、選択により代理人等を置く外国法人に該当するものとするができます。
(15) 国内源泉所得(法138四口、法令179の2、改正法附則23、経過措置令16)	○ 国内源泉所得の範囲に、外国法人の発行する債券の利子のうちその外国法人が国内において行う事業に帰せられるものその他一定のものが追加されました。	外国法人が平20.5.1以後に発行する債券の利子について適用されます。
(16) 公共法人の範囲(法別表第一、平15財務省告示第606号、平20財務省告示第115号)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共法人の範囲に日本年金機構が追加されました。 ○ 緑資源機構法廃止法の施行に伴い独立行政法人緑資源機構が公共法人の範囲から除かれました。 	平20.4.1から施行されます。緑資源機構法廃止法の施行の日から施行されます。
(17) 交際費等の損金不算入(措法61の4、68の66)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。改正後の規定は、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。	—
(18) 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例(措法62、68の67、経過措置令4、10)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後改正法の公布の日(平20.4.30)前にした用途秘匿金の支出については、この特例の適用はありません。
(19) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(措法66の11の2④、措令39の23、措規22の12、改正法附則64、改正措令附則44、改正措規附則21)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定の有効期間が5年(現行2年)に延長されました。 ○ パブリック・サポート・テスト(経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合)について、次のとおり所要の整備を行った上、割合が3分の1以上である要件を5分の1以上とする特例の適用期限が3年延長されました。 	平20.4.1以後に行う申請について適用され、同日前に行った申請については、従来どおり適用されます。平20.4.1以後に行う申請又は国税庁長官が同日以後に行う認定の取消しについて適用され、

改正事項	改正の内容	適用時期等
	<p>イ 認定の有効期間の延長に合わせて、実績判定期間が原則5年（現行2年）に延長されました。</p> <p>ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における割合が10分の1以上であることの要件が廃止されました。</p> <p>ハ 受入寄附金総額から控除する一者当たり基準限度超過額について次のとおり見直しが行われました。</p> <p>(イ) 特定公益増進法人又は認定NPO法人以外の者からの寄附金について、一者当たりの基準限度額が5%から10%に引き上げられました。</p> <p>(ロ) 社員からの寄附金については、その親族等からの寄附金を同一の者からの寄附金とみなす規定を適用しないこととされました。</p> <p>ニ 一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託の対価については、国、地方公共団体及びわが国が加盟している国際機関からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとすることとされました。</p> <p>ホ 小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、割合を5分の1（現行3分の1）に引き下げた上で、適用期限が3年延長されました。</p> <p>○ 認定要件のうち、社員の親族等及び特定の法人に係る要件が廃止されるとともに、所要の整備が行われました。</p> <p>○ 閲覧事項に社員の親族割合や特定法人等割合が加えられました。</p>	<p>同日前に行った申請又は国税庁長官が同日前に行った認定の取消しについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p> <p>平20.4.30以後に行う申請又は国税庁長官が行う認定の取消しでその申請に基づく認定に係るものについて適用されます。</p>
<p>(20) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入（措法66の6④、68の90④、措令39の16⑧、39の17②、39の117②、改正措令附則41）</p>	<p>○ 本特例の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人を加えることとされました。</p> <p>○ 日本標準産業分類の改正に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額について適用され、同日前に終了した事業年度については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30から施行されます。</p>
<p>(21) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入（措法66の9の6④、68の93の6④、措令39の20の8①②、39の20の11①、39の120の8①②、39の120の11①、改正措令附則42、56）</p>	<p>○ 本特例の適用を受ける内国法人等の判定における特殊関係株主等の範囲に、特定株主等に該当する法人の役員等が支配する法人及び特殊関係内国法人の役員等が支配する法人を加えるとともに、適用除外を判定する非関連者基準に係る関連者の範囲に、特殊関係株主等に該当する内国法人、特定外国法人その他の関連者とされる法人の役員等及びその役員等が支配する法人を加えることとされました。</p> <p>○ 日本標準産業分類の改正に伴い所要の整備が行われました。</p>	<p>平20.4.30以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額について適用され、同日前に終了した事業年度については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30から施行されます。</p>
<p>(22) 鉱工業技術研究組合の所得計算の特例（措法66の10①、68の94①、改正法附則1一、62、82）</p>	<p>○ 対象法人及び対象資産から、食品製造過程管理措置法に規定する法人及び同法の試験研究計画に基づき取得する試験研究用資産が除外されました。</p>	<p>平20.7.1前に取得した試験研究用資産については従来どおり適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(23) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用(措法66の13①、68の98①、経過措置令5、11)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	平20.4.1以後改正法の公布の日(平20.4.30)前に終了した事業年度分の法人税については、この不適用の特例の適用はありません。
(24) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例(措法67の3①⑤⑥、68の101①④⑤、措令39の26⑤、39の123④、措規22の16、22の78、改正法附則66、86)	○ 免税対象飼育牛の範囲について、一定の乳牛に係る売却価額が50万円未満(改正前100万円未満)とされました。 ○ 免税対象となる利益の額について、肉用牛の頭数の合計が2,000頭までとされました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで3年延長されました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(25) 中小企業者等の少額減価却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5①、68の102の2)	○ 適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。	—
(26) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税(措法67の11①)	○ 適用期限が撤廃されました。	—
(27) 特定目的会社に係る課税の特例(措法67の14①②④⑤、68の106、措令39の32の2、措規22の18の4、改正法附則67、改正措令附則46、改正措規附則23、経過措置令6、16)	○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定目的会社が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。	平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。
(28) 投資法人に係る課税の特例(措法67の15①③⑤⑥、68の107、措令39の32の3、措規22の19、改正法附則68、改正措令附則47、改正措規附則23、経過措置令7、16)	○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 同族会社要件の見直しが行われました。 ○ 投資法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、投資法人の配当等の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。	平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 同上 平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。
(29) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16②、改正法附則69) (措法67の16⑤)	○ 民間国外債の利子等の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が国外において発行する債券の利子等が加えられた上、その適用期限が平成22年3月31日まで2年延長されました。 ○ 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例について、その適用期限が撤廃されました。	平20.4.1以後に発行される民間国外債について支払を受ける利子等について適用され、同日前に発行された民間国外債について支払を受けた利子等については従来どおり適用されます。 —

改正事項	改正の内容	適用時期等
(30) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例 (措法68の2、措令39の34の2、措規22の19の3、改正法附則71)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業協同組合合併促進法(昭和42年法律第78号)の適用を受けない漁業協同組合と漁業協同組合との合併が適用対象に追加されました。 ○ 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)の規定により共済事業と共済事業以外の事業とを併せて行うことが禁止される場合において、共済事業に係る資産及び負債を現物出資するときは、適格現物出資の要件のうち規模要件及び出資の継続保有要件について、これを満たすものとする事とされました。 	<p>平20.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前行われた合併については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.1以後に行われる共同現物出資について適用されます。</p>
(31) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の2①③～⑤、68の110、措令39の35の2、措規22の20の2、改正法附則72、改正措令附則48、改正措規附則23、経過措置令8)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定目的信託の利益の分配の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。 	<p>平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。</p>
(32) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の3①③～⑤、68の111、措令39の35の3、措規22の20の3、改正法附則73、改正措令附則49、改正措規附則23、経過措置令9)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適格機関投資家の範囲の見直しが行われました。 ○ 特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税額について、外国税額控除に代えて、特定投資信託の収益の分配の額に係る所得税の額から控除することとされました。この場合の控除限度額は、その所得税の額とされます。 	<p>平20.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。</p> <p>平20.4.30以後に開始する事業年度に納付する外国法人税の額について適用されます。</p>
(33) 国外関連者に関する明細書の記載事項 (措規22の10、22の74、改正措規附則20、27)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国外関連者との取引に係る課税の特例の国外関連者に関する明細書について、様式の整備を行うとともに国外関連者の従業員数、利益剰余金の額及び独立企業間価格の算定方法の事前確認の有無の記載を行うこととされました。 	<p>平20.4.30以後に開始する事業年度分の確定申告書に添付すべき書類について適用され、同日前に開始した事業年度分の確定申告書に添付すべき書類については、従来どおり適用されます。</p>
(34) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (措法68の4)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適用期限が平成23年3月31日まで3年延長されました。 	<p>—</p>